



報道発表資料

厚生労働省 山形労働局 —YAMAGATA LABOUR BUREAU—

山形労働局発表
平成26年11月19日

担	山形労働局労働基準部賃金室 賃金室長 壽賀恵美子 賃金指導官 伊藤 悟
当	電話 023-624-8224

山形県特定（産業別）最低賃金改正 平成14年最低賃金が時間額になって最高の引上げ

—本日官報公示、12月25日から効力発生—

山形労働局長（局長：森田 ^{もりた} ^{ひろし} 啓司）は、山形地方最低賃金審議会の答申を受け、現行の4件の特定（産業別）最低賃金（時間額）を13円～14円引き上げ、下記のとおり改正決定した旨、本日付けの官報に公示された。平成26年12月25日から効力が発生する。

これらの引上げ額については、平成14年最低賃金が時間額になってから、先に改正された山形県最低賃金（15円引き上げ）とともに最高の引き上げ額となった。

特定最低賃金の件名	現行特定最低賃金額	改正特定最低賃金額	引上げ額
山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金	1時間 754円	1時間 768円	14円
山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1時間 740円	1時間 753円	13円
山形県自動車・同附属品製造業最低賃金	1時間 756円	1時間 769円	13円
山形県自動車整備業最低賃金	1時間 758円	1時間 772円	14円

山形労働局では、今後、関係団体等を含め広く周知広報活動を行うこととしている。

この改正が行われた場合、最低賃金法第4条の規定によって、直ちに賃金額が引き上げられる労働者（現在の賃金額が改正後の特定最低賃金額に達しない労働者）は、4産業合計で510人程度と推定される。